

再生可能エネルギー発電事業を
お考えの皆様へ

再生可能エネルギー
**固定価格
買取制度**
ガイドブック

2017(平成29)年度版



経済産業省
資源エネルギー庁



再生可能エネルギーをつくること。 それは、日本の未来をつくること。

日本の豊かな自然を活かして、
毎日の暮らしや経済を支える電気を生み出す「再生可能エネルギー」。
その普及を目指して2012年7月からスタートしたのが、
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」です。
このガイドブックは、事業者の皆様へ制度をご理解いただき、
事業計画の認定や電力会社との契約を
スムーズに進めていただけるよう作成した入門書につき、
本書をしっかりとご活用ください。

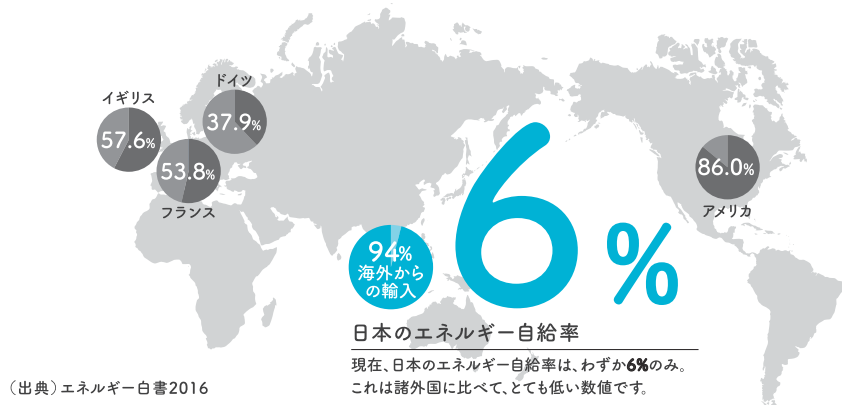


▶日本のエネルギーの現状と、再生可能エネルギー

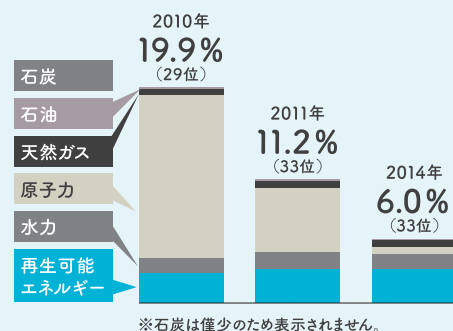
日本のエネルギー自給率は、わずか6%

私たちの暮らしを支えているエネルギーは、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が中心です。いま世界のエネルギー需要は急速に増加しており、エネルギーの94%を海外からの輸入に頼っている日本では、エネルギーの自給率の向上が大きな課題のひとつとなっています。そこで注目されているのが、日本の豊かな自然のチカラを電気エネルギーに変換する「再生可能エネルギー」です。

■エネルギー自給率の国際比較



■日本の一次エネルギー自給率の近年の推移



再生可能エネルギーの3つのベネフィット

日本のエネルギー自給率をアップ

太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。

日本の技術を活かし新たな産業を創出

新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていけます。

CO₂排出が少なく地球にやさしい

化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

固定価格買取制度が生まれ変わりました

再生可能エネルギーは、火力発電や大規模な水力発電と比べて、発電量に対する発電コストの高さなどの理由から、普及がなかなか進んでいませんでした。そこで、電気をご利用の皆様からの支援により再生可能エネルギーを普及させ、将来的には自立した電源となることを目指すため、2012年7月からスタートしたのが「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」です。

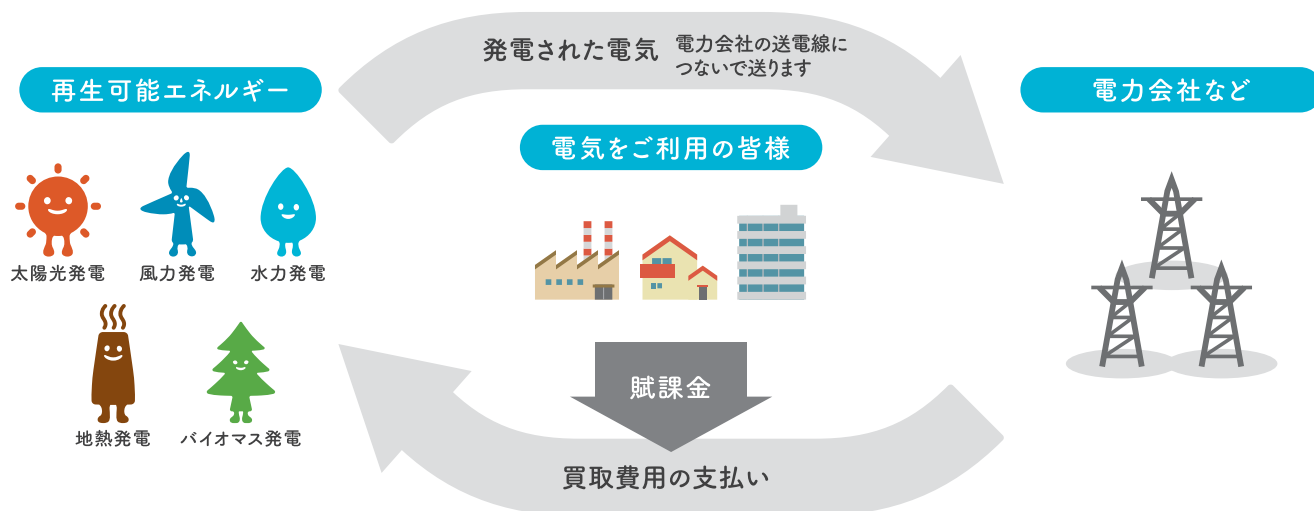
固定価格買取制度の活用を通じて、制度開始4年間で、特に太陽光発電を中心に、着実に普及が進んでいます。しかし、電気をご利用の皆様のご負担の増加や、発電設備が長期間運転開始されない未稼働の案件の増加、地域の方々とトラブルを起こす事例が報告されるなど、種々の問題も明らかになってきました。再生可能エネルギーを一層普及させながら、これらの問題を解決するために、固定価格買取制度は2017年4月から生まれ変わるようになりました。

新しい制度では、再生可能エネルギー発電事業を適切に実施できるかどうか、事前に事業計画を通して確認することとなります。また、コストを下げながらも再生可能エネルギーへの投資をより促すため、各電源ごとの中長期的な目標や数年先の買取価格の設定なども行うこととなります。新たな固定価格買取制度を活用し、電気をご利用の皆様のご負担を抑えつつ、さらに再生可能エネルギーが普及拡大することを目指します。

▶ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度概要

固定価格買取制度の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気の利用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ		電気料金領収証	
エネ庁 タロウ 様		青エネ タロウ 様	
●●年×月分		●●年×月分	
ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0,000円	領収金額 0,000円	
当月指示数 000	基本料金 000円	うち消費税等 000円	
前月指示数 000	第1料金 000円	うち再エネ賦課金等 000円	
差引 000	第2料金 000円		
	第3料金 000円		
	燃料費調整額 0円		
	再エネ賦課金 0円		

今回の検計日 ×月●日
 次回検計日 ×月●日

お問い合わせ先
 お引越の方 ×××-×××-×××××
 その他の方 ×××-×××-×××××

○△□電力株式会社
 ○○営業所

検計票サンプル

再エネ賦課金

電気料金

+

再エネ賦課金

=

月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉

(平成29年5月検針分の電気料金から適用される単価)

再エネ賦課金

=

ご自身が
使用した電気の量 (kWh) × 2.64円/kWh*

※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4>



対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。（詳細は6ページ）

■各エネルギーの特徴



太陽光発電



太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

メリット

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。

課題

天候により発電出力が左右される。一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電



風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。ウインドファームのような大型のものから、学校などの公共施設に設置される小型のものもあります。

メリット

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。

課題

広い平地が必要。また、風況の良い適地が北海道と東北に集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電



水力発電はダムなどの落差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。現在では農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプが注目されています。

メリット

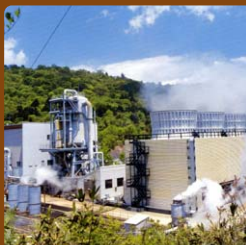
- 安定した信頼性の高い電源。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。

課題

中小規模タイプは相対的にコストが高く、水利権の調整も必要。



地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

メリット

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。

課題

開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。また、温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電



動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

メリット

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。

課題

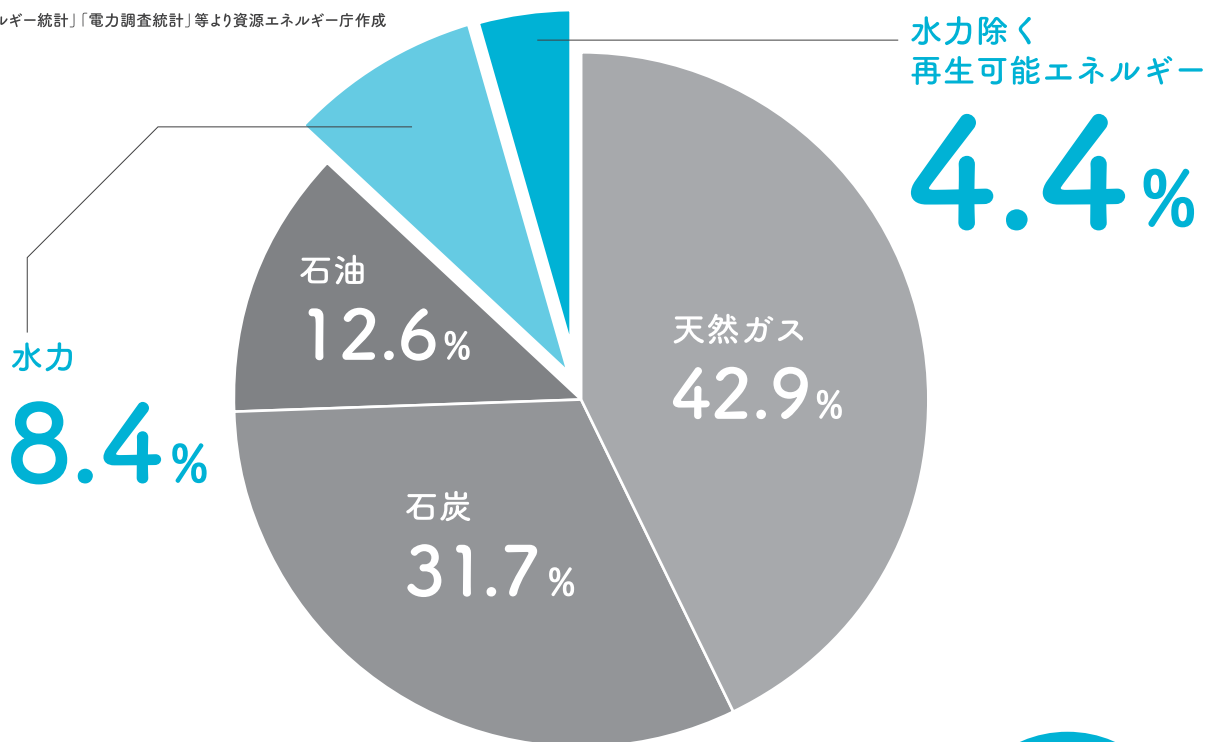
原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

▶ 再生可能エネルギーの導入状況

2014年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は約1割。その大半は水力発電です。水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、1.4%（2011年度）から、固定価格買取制度導入後3年間で、4.4%（2014年度）に増加しました。

■ 我が国の発電電力量の構成（2014（平成26）年度）

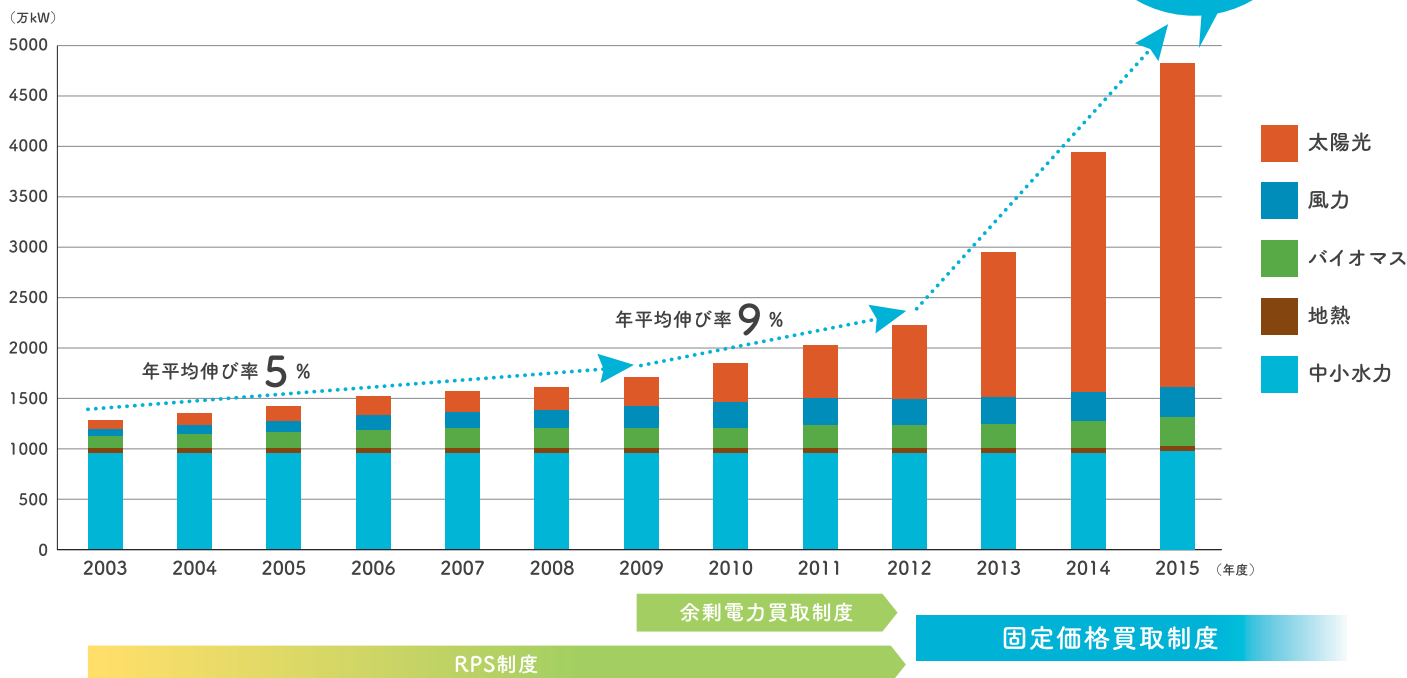
出典：「総合エネルギー統計」「電力調査統計」等より資源エネルギー庁作成



■ 固定価格買取制度の開始により、急速に設備導入量が増えています。

再生可能エネルギー等（大規模水力除く）の設備容量の推移

2012年7月に固定価格買取制度を開始して以降、2016年3月末時点で既に約4900万kWに達するなど、設備容量は2012年からの年平均伸び率で29%に上昇。



（JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績等より資源エネルギー庁作成）

▶平成29年度以降の調達価格と調達期間

平成29年4月1日～
平成32年3月31日

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

電源	調達区分		1kWh当たり調達価格				調達期間	
			平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
太陽光※1	2,000kW以上(入札制度適用区分)※2		24円＋税	入札制度により決定			20年間	
	10kW以上2,000kW未満		24円＋税	21円＋税	－	－		
	10kW未満	出力制御対応機器設置義務なし	31円	28円	26円	24円	10年間	
		出力制御対応機器設置義務あり※3	33円	30円	28円	26円		
	10kW未満(ダブル発電)	出力制御対応機器設置義務なし	25円	25円		24円		
		出力制御対応機器設置義務あり※3	27円	27円		26円		
電源	調達区分		1kWh当たり調達価格				調達期間	
			平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
風力	20kW以上(陸上風力)		22円＋税	(平成29年9月末まで22円＋税) 21円＋税	20円＋税	19円＋税	20年間	
	20kW以上(陸上風力)リブレース		－	18円＋税	17円＋税	16円＋税		
	20kW以上(洋上風力)※4		36円＋税	36円＋税				
	20kW未満		55円＋税	55円＋税	－	－		
電源	調達区分		1kWh当たり調達価格				調達期間	
			平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
水力	5,000kW以上30,000kW未満		24円＋税	(平成29年9月末まで24円＋税) 20円＋税			20年間	
	1,000kW以上5,000kW未満			27円＋税				
	200kW以上1,000kW未満		29円＋税	29円＋税				
	200kW未満		34円＋税	34円＋税				
水力 (既設導水路活用型)※5	5,000kW以上30,000kW未満		14円＋税	12円＋税				
	1,000kW以上5,000kW未満			15円＋税				
	200kW以上1,000kW未満		21円＋税	21円＋税				
	200kW未満		25円＋税	25円＋税				
電源	調達区分		1kWh当たり調達価格				調達期間	
			平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
地熱	15,000kW以上		26円＋税	26円＋税			15年間	
	リブレース	15,000kW以上全設備更新型	－	20円＋税				
		15,000kW以上地下設備流用型	－	12円＋税				
	15,000kW未満		40円＋税	40円＋税				
	リブレース	15,000kW未満全設備更新型	－	30円＋税				
		15,000kW未満地下設備流用型	－	19円＋税				
電源	調達区分		1kWh当たり調達価格				調達期間	
			平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		39円＋税	39円＋税		20年間
	間伐材等由来の木質バイオマス	2,000kW以上	間伐材、主伐材※6		32円＋税	32円＋税		
		2,000kW未満			40円＋税	40円＋税		
	一般木材バイオマス※7	20,000kW以上	製材端材、輸入材※6、パーム椰子殻、パームトランクもみ殻、稲わら		24円＋税	(平成29年9月末まで24円＋税) 21円＋税		
		20,000kW未満				24円＋税		
	建設資材廃棄物		建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材		13円＋税	13円＋税		
	一般廃棄物・その他バイオマス		剪定枝・木くず・紙、食品残さ、廃食用油、黒液		17円＋税	17円＋税		

【太陽光】※1 太陽光発電については、10kW未満は1年間、10kW以上は3年間の運転開始期限が付与されます。(P.10参照) ※2 入札制度については、ホームページ上に詳細を掲載しています。http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/ ※3 北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の供給区域において、出力制御対応機器の設置が義務付けられます。【風力】※4 建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶によるアクセスを必要とするもの。【水力】※5 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。【バイオマス】※6 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。※7 農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む。

▶ 出力制御ルールと機器の設置

再生可能エネルギーを最大限導入するため、より実効的かつきめ細かな出力制御を可能とするよう平成27年1月に省令を改正しました。新たに接続申込を行う太陽光発電設備、風力発電設備に対して出力制御を接続の条件にするとともに、電力会社の求めがあった場合には、出力制御を行うために必要な機器の設置等を義務付けています。

平成29年3月15日現在

 太陽光	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上
太陽光発電設備について指定電気事業者 ^{※1} ではない一般送配電事業者に接続する場合 東京電力 関西電力 中部電力	当分の間、対象外		○年間360時間を上限とする無補償での出力制御 ○出力制御を行うために必要な機器の設置等
太陽光発電設備について指定電気事業者 ^{※1} に接続する場合 北海道電力 四国電力 東北電力 九州電力 北陸電力 沖縄電力 中国電力	○年間360時間を上限とする無補償での出力制御 ○出力制御を行うために必要な機器の設置等 ※ただし、30日等出力制御枠超過後の申込案件からは年間360時間の上限を超える無補償での出力制御を条件として接続 （北海道電力、東北電力、北陸電力、四国電力、九州電力は平成29年3月15日時点で既に30日等出力制御枠を超過している。）		

平成29年3月15日現在

 風力	20kW未満	20kW以上
風力発電設備について指定電気事業者 ^{※1} ではない一般送配電事業者に接続する場合 東京電力 関西電力 中部電力 四国電力 北陸電力 沖縄電力	当分の間、対象外	○年間720時間 ^{※2} を上限とする無補償での出力制御 ○出力制御を行うために必要な機器の設置等
風力発電設備について指定電気事業者 ^{※1} に接続する場合 北海道電力 中国電力 東北電力 九州電力	○年間720時間 ^{※2} を上限とする無補償での出力制御 ○出力制御を行うために必要な機器の設置等 ※ただし、30日等出力制御枠超過後の申込案件からは年間720時間の上限を超える無補償での出力制御を条件として接続 （北海道電力、東北電力、中国電力は平成29年3月15日時点で既に30日等出力制御枠を超過している。）	

※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第14条第1項第11号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者 ※2 部分制御を考慮した時間評価

省令等の規定による出力制御等の順番

再生可能エネルギー電源の出力制御を行うに当たっては、省令等の規定により、以下のとおり出力制御等の順番が定められており、太陽光発電や風力発電の出力制御を行う前に、火力発電の出力制御や揚水式水力発電設備の揚水運転を行うこととなっています。また、バイオマス発電の出力制御について、実態に応じたきめ細かな扱いを定めています。

出力制御等の 順番

●再生可能エネルギーの出力制御の回避措置

- ・火力発電設備（化石燃料混焼バイオマスを含む）について、安定供給上必要な限度まで出力制御
- ・揚水式水力発電設備の揚水運転の実施

●長周期広域周波数調整

●バイオマス専焼発電設備

●地域資源バイオマス発電設備^{※3}（出力制御が困難な場合を除く）

●太陽光発電設備 ●風力発電設備

出力制御の 対象外

- 地熱発電設備、水力発電設備
- 地域資源バイオマス発電設備^{※3}
（出力制御が困難な場合。ただし、需給調整が困難な緊急時を除く。）

※3 地域資源バイオマス発電設備

「地域に存するバイオマス」の有効利用に資するもの（下記を除く）
（例：未利用間伐材、地域の木材の端材、稲わら・もみ殻等を燃料とするもの）

バイオマス発電事業者は、市町村から農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受け、認定通知書を示すことで、電力会社に対して自らが「地域資源バイオマス発電設備」であることを証明できます。

○メタン発酵ガス発電設備 ○一般廃棄物発電設備

外形的に分類可能

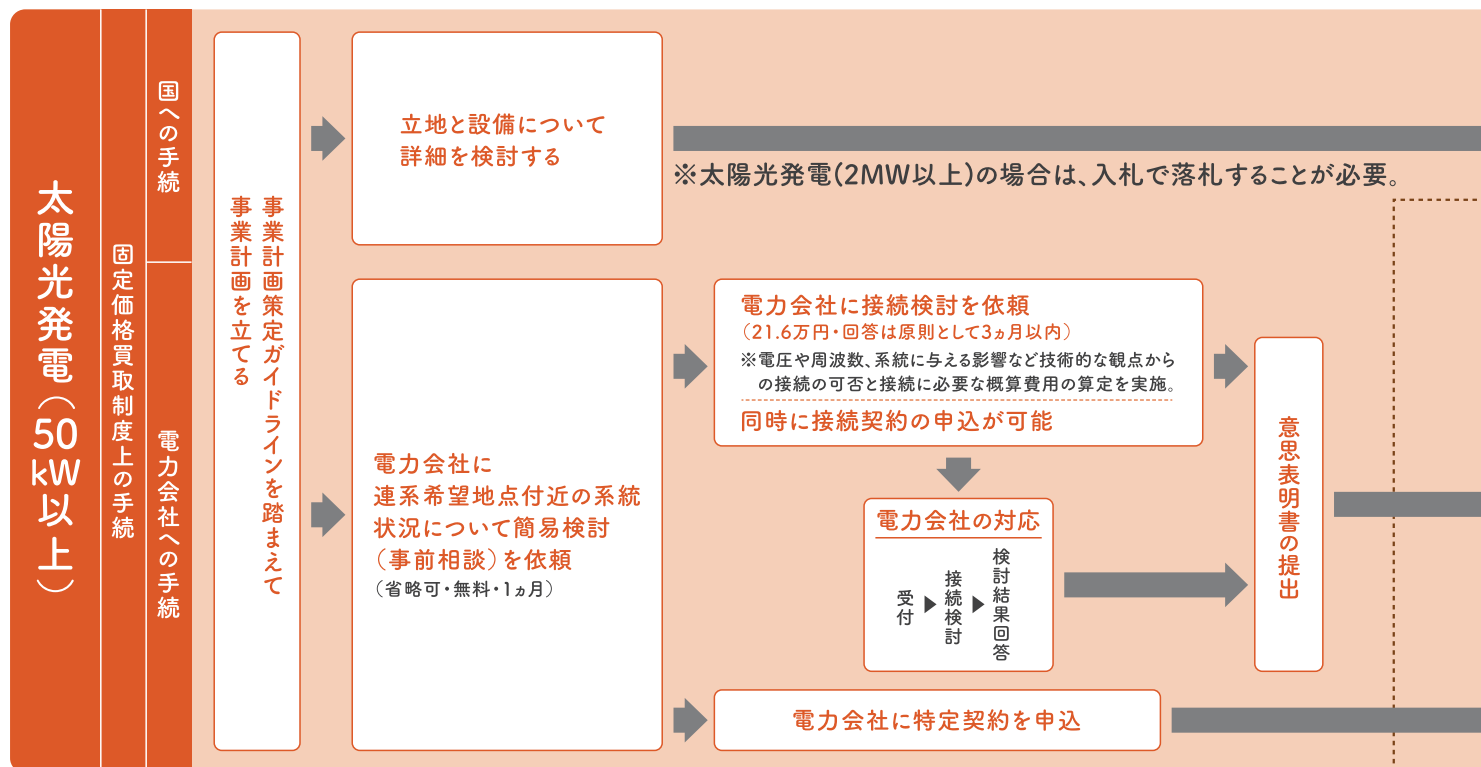
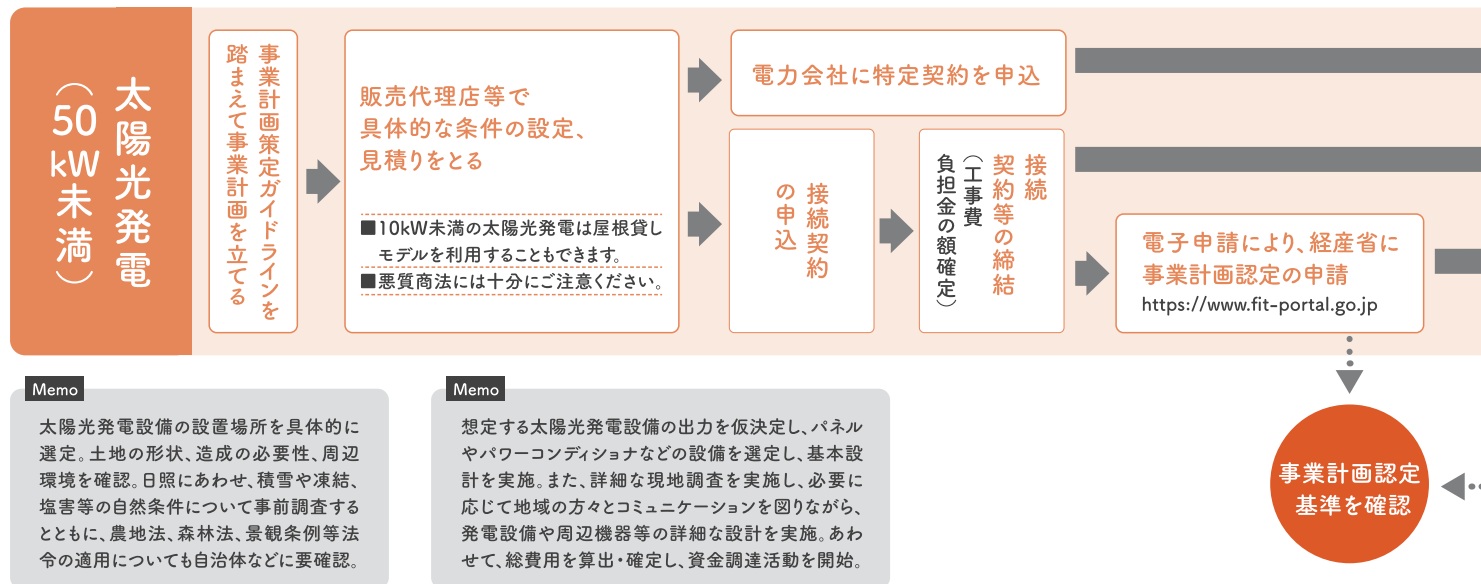
詳細については以下をご参照ください。

■経済産業省資源エネルギー庁ホームページ なっとく!再生可能エネルギー「よくある質問」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/faq.html

■農山漁村再生可能エネルギー法の活用について（農林水産省ホームページ）
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>

▶ 再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ

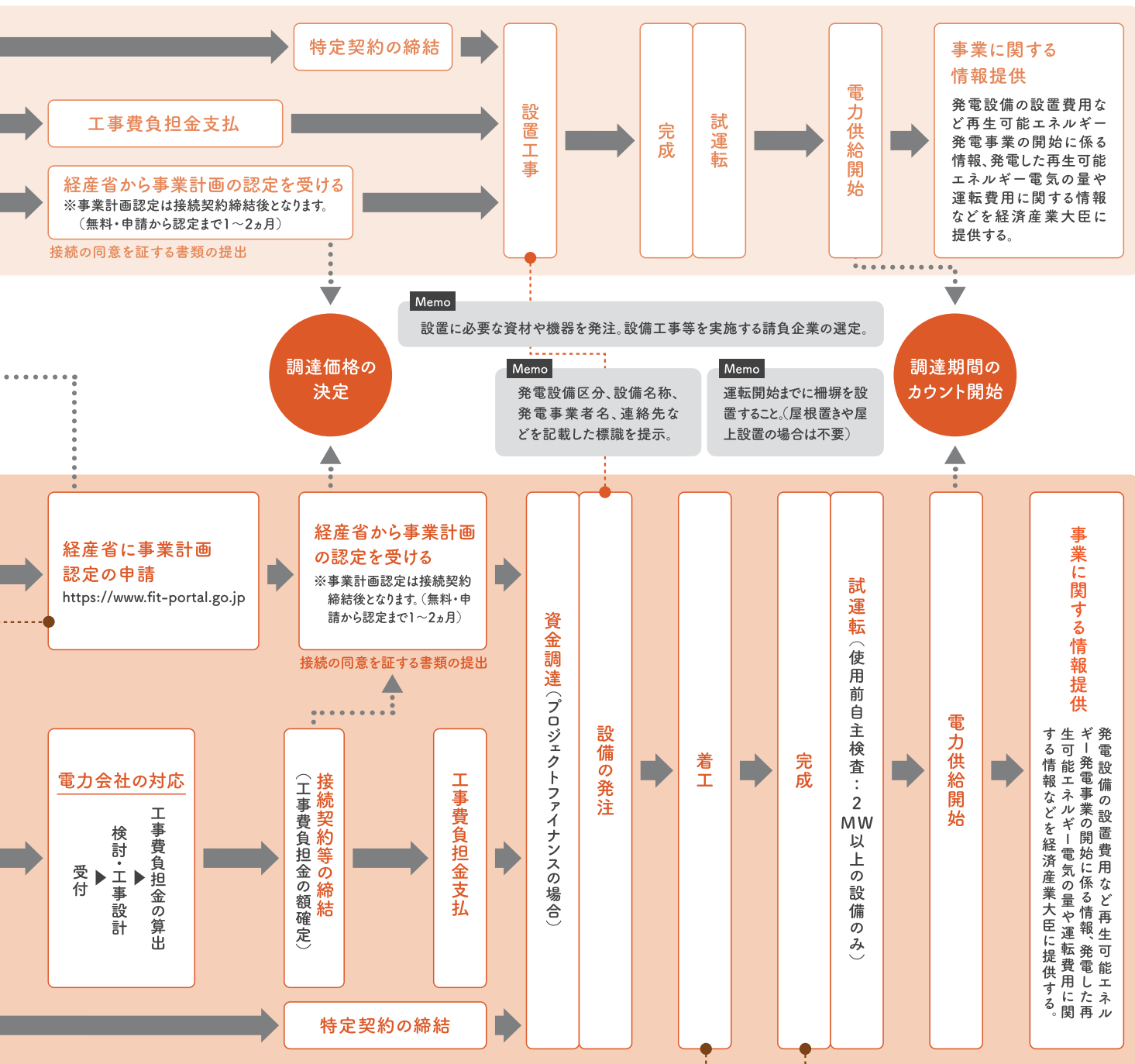
設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



太陽光発電の場合

重要 太陽光発電については、運転開始期限が付与されます。

- 10kW未満：認定取得から1年以内（超過した場合、認定失効）
- 10kW以上：認定取得から3年以内（超過した場合、調達期間短縮（日又は月単位））



2000kW以上の設備

- 電気主任技術者の選任。
- 工事着工30日前までに、工事計画書の届出。
- 工事着工前までに保安規程の届出。

50kW以上～2000kW未満の設備

- 電気主任技術者の選任（外部委託可能）。
- 工事着工前までに保安規程の届出。

提出先は、所轄の産業保安監督部

2000kW以上の設備

竣工後、試運転を通じ調整・自主検査を実施。なお、自主検査後、遅延なく安全管理審査申請書を提出。

50kW以上～2000kW未満の設備

竣工後、試運転を通じ調整・自主検査を実施。なお、自主検査後、遅延なく、使用前自己確認の届出書を提出。

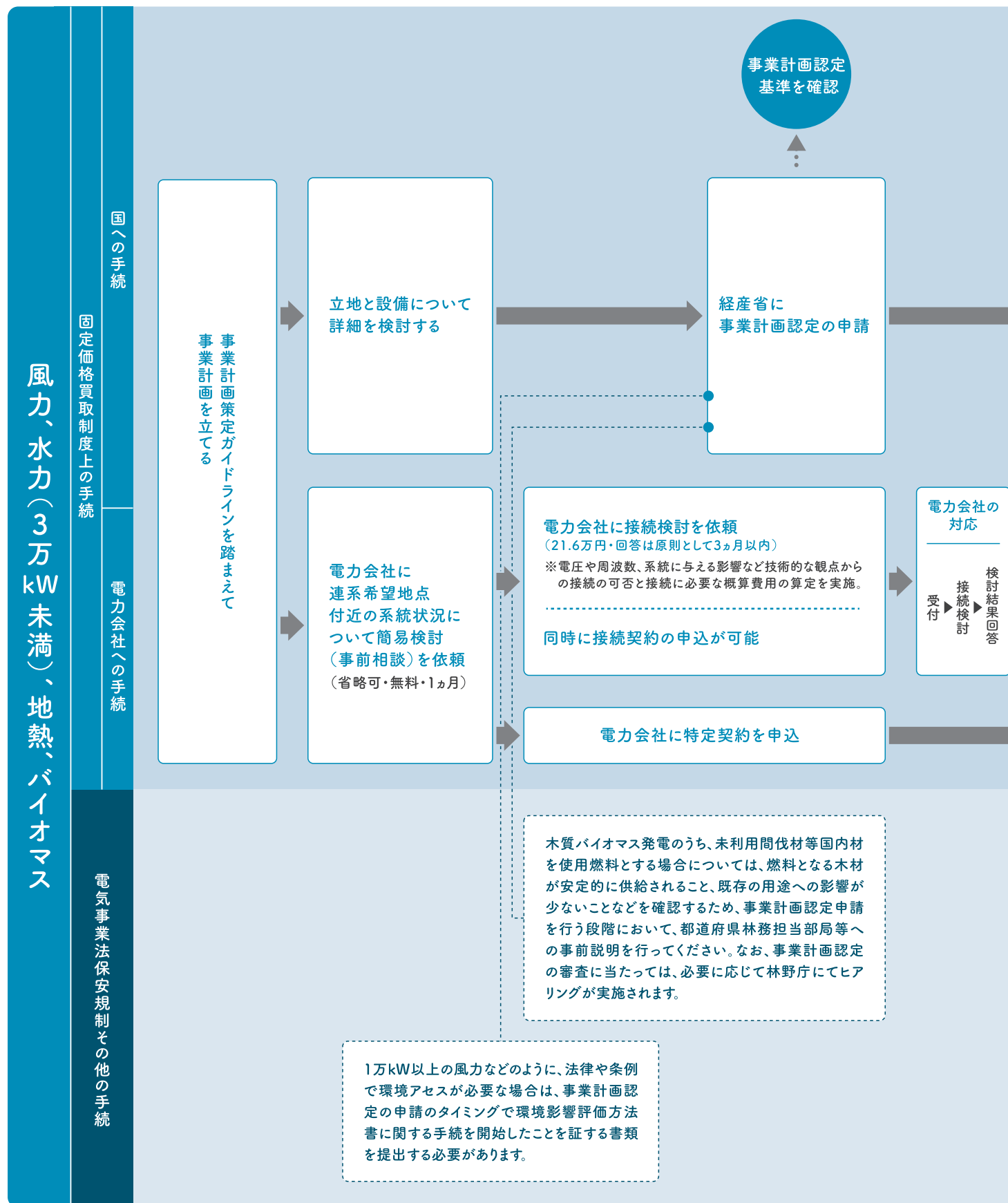
提出先は、所轄の産業保安監督部

年2回発電所の運転報告を行う（自家発電所運転半期報：1000kW以上の設備のみ）とともに、電気事故があった場合連絡。また、出力変更等があれば、各経済産業局・産業保安監督部・電力会社等に手続が必要。

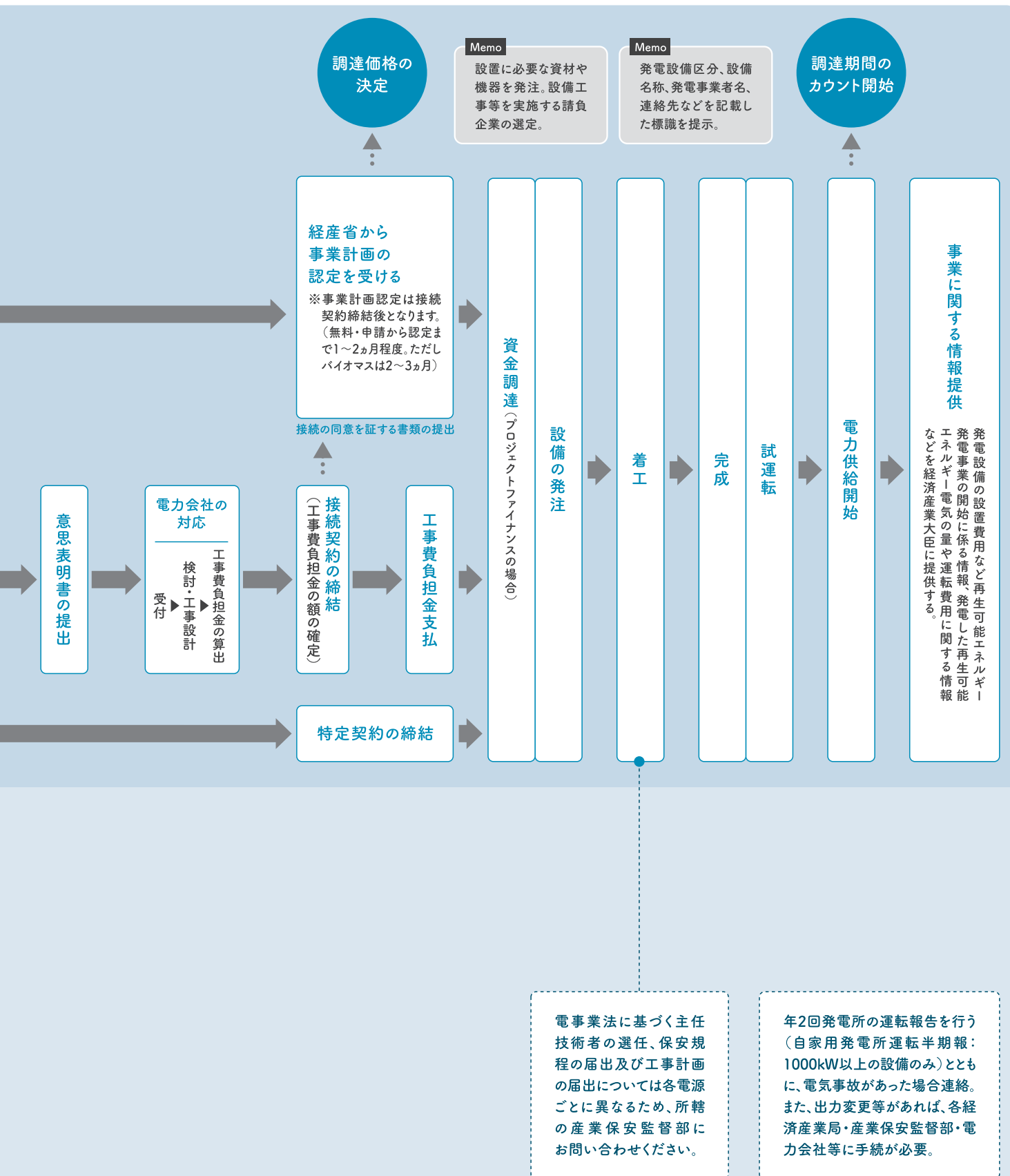


▶ 再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



風力、水力(3万kW未満)、地熱、バイオマスの場合



▶ 平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出

平成24年7月1日から平成29年3月31日までに認定を受け、
接続契約を締結した方は、既に売電している方も含めて全て
新制度へ移行するため事業計画を提出する必要があります。
提出がない場合は認定が取り消される可能性がありますので、
くれぐれも忘れずにご提出ください。

■新制度への移行に必要な手続と期限

原則

■平成29年9月30日までに事業計画
（「接続の同意を証する書類」を添付）を提出

※平成29年3月31日時点で売電開始済みの場合、接続契約書の添付は不要

【例外①】 平成28年7月1日～平成29年3月31日に
認定を取得

【例外②】 平成28年10月1日～平成29年3月31日に
電源接続案件募集プロセス等を終えた
または
平成29年4月1日時点で手続中の
電源接続案件募集プロセス等に参加

■接続契約締結日から6ヵ月以内に事業計画
（「接続の同意を証する書類」を添付）を提出

■事業計画提出の対象事業者

区分		提出の要否
太陽光	固定価格買取制度の 開始後（平成24年7月1日以降）に 認定を受けたもの	必要
	特例太陽光※	不要
他電源区分		必要

※平成24年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申込を行った設備。設備IDが「F」から始まるもの。

< 注意 >

平成29年3月31日までに電力会社との接続契約が締結できていない場合は、平成29年4月1日に認定が失効しています*。

この場合、新制度への移行のための事業計画を提出しても、新制度への移行はできませんのでご注意ください。

※上記の例外①に当たる場合は認定日の翌日から9ヵ月以内に、例外②に当たる場合は電源接続案件募集プロセス等が終了した日の翌日から6ヵ月以内に、電力会社との接続契約ができていない場合には、その期限日の翌日に認定が失効します。

提出は電子システムで行います。

STEP
1

下記ホームページにアクセスし、提出をお願いいたします。

〔再生可能エネルギー電子申請ホームページ〕 <https://www.fit-portal.go.jp>

※旧システムで「登録者」としてログインID・パスワードをお持ちの場合はインターネット上で手続きが完了します。ログインIDをお持ちでない場合は、事業計画書をダウンロードいただき、必要事項を記載の上、提出してください。

STEP
2

事業計画の内容が確認され、
新制度への移行が完了すると、メールで通知が届きます。

※新制度の下で変更手続を行う場合は、この事業計画を提出し、新制度への移行が完了した旨の通知が届いた後で、手続が可能となります。

事業計画の提出

■接続の同意を証する書類（平成29年3月31日までに売電を開始していない場合のみ添付必須）

<新制度への移行に必要な「接続の同意を証する書類」>

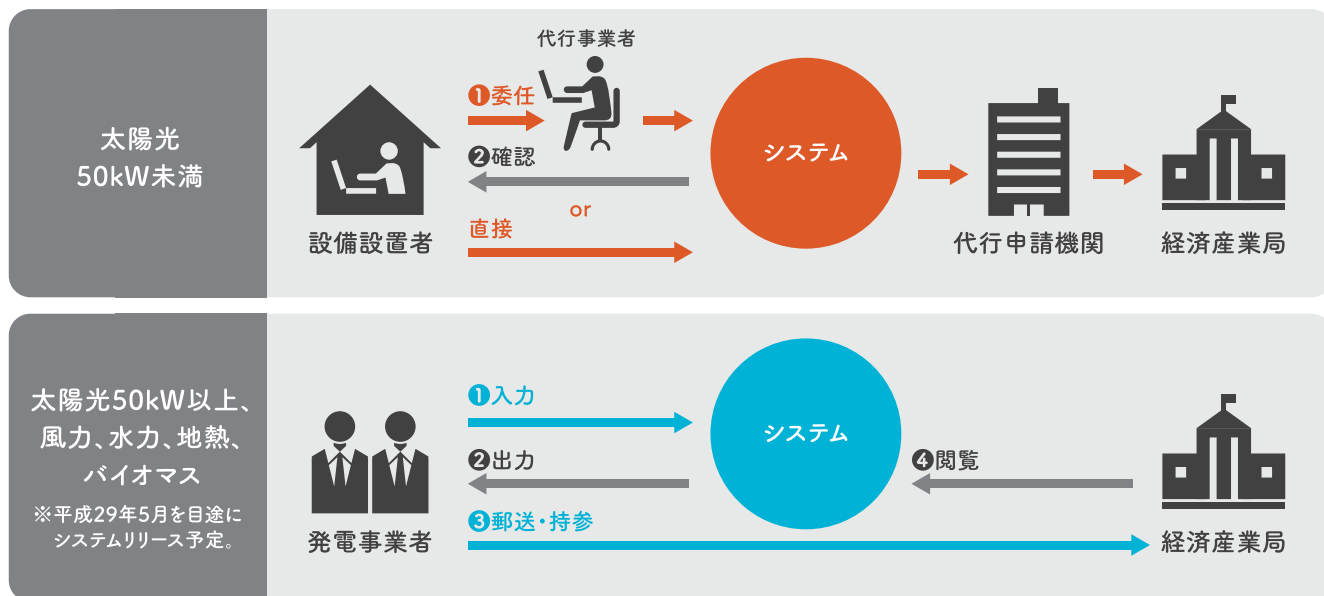
「接続の同意」＝ 連系承諾＋工事費負担金契約（工事費負担金の額を含んだ契約）

① 原則	接続同意日	提出を求める書類
	工事費負担金契約の締結日	連系承諾＋ 工事費負担金の額を定めた書類
② 工事費負担金の額が契約書に記載されていない場合（工事費負担金は発生）	接続同意日	提出を求める書類
	工事費負担金の請求日	連系承諾書類＋ 工事費負担金の請求書
③ 工事費負担金が0円の場合	接続同意日	提出を求める書類
	連系承諾日	連系承諾書類

※「接続の同意を証する書類」は、発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」で確認の上、提出してください。ご不明な点は各電力会社にお問い合わせください。

▶ 事業計画認定の手續の方法

申請フロー



太陽光（50kW 以上）、風力、水力（3万kW未満）、地熱、バイオマス発電の場合

平成29年5月のシステムリリースまでの期間は紙で申請を行います。

事業計画認定を受けるためには、必要書類を書留などの方法で送付する必要があります。書類の不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記入内容や必要書類をよくご確認の上、申請してください。

STEP 1

ホームページより申請書をダウンロードし、記載要領を見ながら記載します。
あわせて添付書類も用意します。

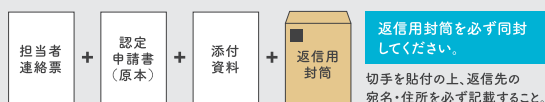
[申請書・記載要領]

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html#sun50kW

STEP 2

「申請書（添付書類含む）＋連絡票＋返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。申請から認定まで1～2ヵ月程度かかります。（ただし、バイオマス発電の場合は2～3ヵ月程度）

受付印を押印した申請書（写）が不要な場合



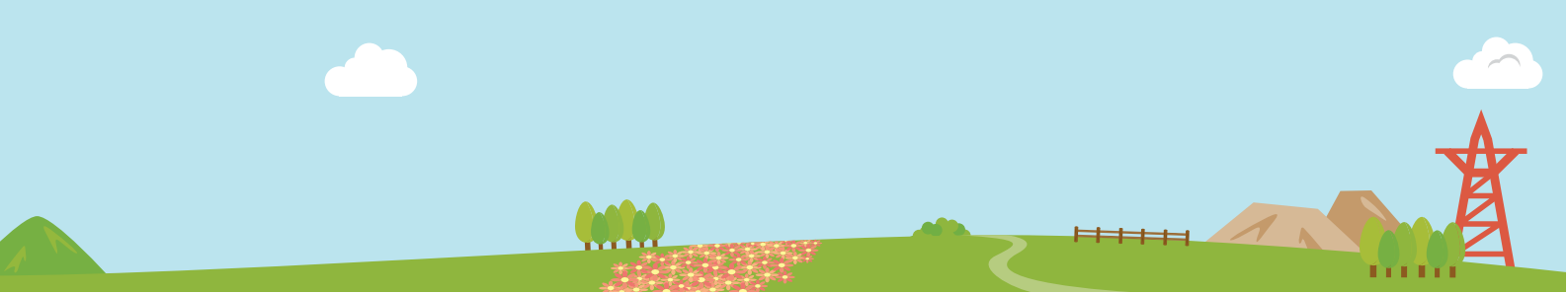
保存用など受付印を押印した申請書（写）が必要な場合



※書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください。

STEP 3

認定通知書が申請者に届きます。



50kW未満太陽光発電の場合

電子申請を行います。

事業計画認定

STEP
1

下記ホームページにアクセスし、申請をお願いいたします。記入内容の不備等がありますと、認定までの期間が長くなります。必ず記入内容をご確認の上、申請してください。

〔再生可能エネルギー電子申請ホームページ〕 <https://www.fit-portal.go.jp>

STEP
2

認定されると、メールで通知が届きます。

STEP
3

メールを確認後、認定通知書をダウンロードしてください。

※太陽光50kW未満については、設備設置者からの委任を受けた工務店や販売会社等の代行事業者が各種申請手続を行った場合、設備設置者に申請手続がなされたことを知らせるメールを送信します。設備設置者にて申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行っていただき、「承諾」が確認できてから審査に入ることになります。そのため、設備設置者のメールアドレスの登録は必須です。

太陽光（50kW以上）、風力、水力（3万kW未満）、地熱、バイオマス発電の場合【平成29年5月以降】

システムを通じて申請書作成を行います。

事業計画認定

STEP
1

下記ホームページにアクセスし、申請書の作成をお願いいたします。記入内容の不備等がありますと、認定までの期間が長くなります。必ず記入内容をご確認の上、申請してください。

〔再生可能エネルギー電子申請ホームページ〕 <https://www.fit-portal.go.jp>

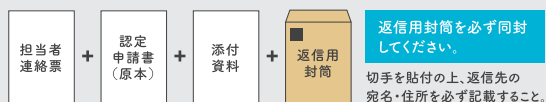
STEP
2

必要事項を入力した後、申請書をプリントアウトしてください。

STEP
3

プリントアウトした申請書に押印し、「申請書（添付書類含む）＋連絡票＋返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。申請から認定まで1～2ヵ月程度かかります。（ただし、バイオマス発電の場合は2～3ヵ月程度）

受付印を押印した申請書（写）が不要な場合



保存用など受付印を押印した申請書（写）が必要な場合



※書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください。

STEP
4

認定通知書が申請者に届きます。

※申請された内容に不備がある場合、システムを通じてメールにより連絡を行います。不備内容をシステムで確認し、申請内容の修正もシステムにて行うこととなりますので、メールアドレスの登録は必須となります。

全ての電源において、事業計画認定後には、事業に関する情報提供が義務付けられます。

- 再生可能エネルギー発電事業の開始に関する情報
- 再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報



電子システムを通じて提供します。

▶ 事業計画の変更手続について

事業計画の変更に必要な手続

	変更内容	備考
①変更認定	発電事業者の主体の変更	変更後の発電事業者が手続を行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、③事後変更届出の対象。
	発電設備の設置の形態 (屋根置き・地上設置の別)の変更【太陽光】	
	発電出力の変更	手続にはあらかじめ接続契約の変更が必要。
	設備の区分の変更を伴う変更	
	発電設備の型式の変更 【太陽光、風力20kW未満】	
	配線方法、電気供給量の計測方法の変更	
	保守点検責任者の変更	
	バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】	同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更も変更認定の対象。
②事前 変更届出	事業計画の内容の変更のうち ①変更認定に係る事項を除いたもの	①変更認定の対象となる項目を除いた、設備所在地、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後 変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更	
	(認定事業者が法人の場合)代表者氏名、役員氏名の変更	

調達価格が変更される事業計画の変更

■太陽光発電設備(特例太陽光発電設備を除く)

	旧ルール 〔対象者〕平成28年度までに認定を受け、かつ、 平成28年7月31日以前に接続契約を締結している事業者		新ルール 〔対象者〕左記旧ルール対象者以外
	運転開始前	運転開始後	運転開始前後問わず
太陽電池のメーカーの変更	× ※1	○	○
太陽電池の種類の変更	× ※1	○	○
太陽電池の変換効率の低下	× ※1	○	○
出力増加	× ※2	× ※3	× ※2
10kWかつ20%以上の出力の減少	× ※2	○	○

○:価格変更なし ×:変更認定時に価格変更

(注)「×」については、認定日又は価格が変更される変更認定日のいずれか遅い日の調達価格を適用。

「○」については、変更認定により調達価格に変更されない。なお、出力増加の変更認定申請には、出力増加後の接続契約書の写しが必要。

※1 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。

※2 電力会社の接続検討の結果を受けて出力を変更する場合又は10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

※3 10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

■特例太陽光発電設備

上記にかかわらず、特例太陽光発電設備(平成24年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。設備IDが「F」から始まる。)については、発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更されます。この場合に適用される価格は、その設備が余剰電力買取の申込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

■風力、水力、地熱、バイオマス発電設備

運転開始前に発電出力を10kW以上かつ20%以上増加又は減少させる変更認定に伴って調達価格が変更されます。ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく出力変更を除きます。

▶よくある質問

ここでは、皆様からお寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多いご質問についてお答えします。
資源エネルギー庁のホームページにおいて、その他のご質問についても回答を公表していますので、ぜひご活用ください。

Q.1

既に認定を取得している場合も事業計画を提出しなければならないのですか。

A.1

平成29年3月31日までに認定を取得している場合は、全設備について提出する必要があります。既に売電を開始している場合も事業計画を提出してください。ただし、平成24年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申込みをした設備※については、事業計画の提出は不要です。

※いわゆる「特例太陽光」と呼ばれているものであり、設備IDが「F」から始まるものをいいます。

Q.2

認定を取得した場所で事業ができなくなった場合どうすればよいですか。

A.2

発電設備の運転開始前に認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所については事業の廃止の届出を提出していただき、新たな事業場所において改めて新規の認定を受けてください。

ただし、申請時点では未確定だった番地表記が確定した場合や、環境アセスメント等により事業予定地が拡大・縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の所在地変更の場合には、事前変更届出の提出でかまいません。

また、引越し等やむを得ない理由により、発電設備の運転開始後に当初の場所とは別の場所で同じ認定を受けた設備を用いて事業を行おうとする場合においても、事前変更届出の提出でかまいません。

Q.3

発電事業者（設備設置者）を変更する際の手続を教えてください。

A.3

発電事業者の主体が変更となる場合、まず、譲渡人と譲受人の間で締結された発電事業の譲渡に関する契約書など、発電事業が譲渡される予定があることを証明する書類が必要です。その上で、譲受人が変更認定申請を提出することで、認定上の発電事業者たる地位が継承されます。なお、発電事業者の主体は変更とならない場合（例えば、会社の代表者氏名が変更になる等）については、事後変更届出になります。

法人間又は 個人間の譲渡の場合	変更 認定 申請	①譲渡契約書又は譲渡証明書 ・法人である場合： 譲渡人、譲受人双方の②現在事項全部証明書③印鑑証明書 ・個人である場合：譲渡人、譲受人双方の②印鑑登録証明書
相続の場合	事後 変更 届出	法定相続人全員の ①戸籍謄本 ②印鑑証明書 ③遺産分割協議書又は相続人の同意書
法人の代表者変更の場合		法人の①現在事項全部証明書②印鑑証明書



Q.4

発電設備を変更する場合の手続きを教えてください。

A.4

太陽電池のメーカー・種類・変換効率を変更する場合、小形風車の型式を変更する場合には変更認定申請が必要です。その他の発電設備の変更に伴って、所在地、事業区域の面積、保守点検及び維持管理計画が変更となる場合には、事前変更届出が必要です。

Q.5

「分割」案件について教えてください。

A.5

「分割」とは隣接若しくは近接している複数の事業地であって、総体として見て実質的に一つの事業地と捉えられる土地で、実質的に同一の事業者が、複数の発電事業に分割して申請することです。固定価格買取制度では「分割」を禁止しており、認定を受けることはできません。隣接若しくは近接する事業地であっても、それぞれの事業地の所有者が明らかに異なる場合は、「分割」には当たりませんが、申請日から遡って1年以内に分筆し所有者を変更している場合や、会社員の名義を利用するなど、明らかに「分割」を回避するために所有者を分けているとみなせるような場合は、実質的に同一の事業地とみなしますのでご注意ください。また、隣接若しくは近接する事業地において、設備設置者又は保守点検責任者が同一の他の認定計画がある場合も「分割」となり、認定を受けることはできません。

Q.6

土地の確保を証する書類とはどのようなものになりますか。
また、提出しなかった場合にはどうなりますか。

A.6

認定申請に当たっては、全ての電源を対象に、土地の確保を証する書類の提出が必要です。他人の所有地の場合は、権利者の証明書でも可ですが、太陽光50kW以上については、土地登記簿本や賃貸借契約書等の書類を、認定を受けた日の翌日から180日以内に提出してください。この期限を超過した場合は、認定取消しの対象となります。

Q.7

全ての関係法令の手続きを認定までに終えておかねばいけませんか。

A.7

認定申請及び認定を受けるに当たって、全ての関係法令の手続きを終えておくことは困難であると考えられるため、この時点においては必要ありません。認定申請時においては、関係法令手続状況報告書によって各法令の手続の状況を申請していただくことになります。ただし、環境アセスメント手続に関しては、法律・条例どちらに基づく場合も、認定申請までに方法書に関する手続を開始しておく必要があります。なお、事業を開始した後に必要な関係法令手続が終えられていないことが判明した場合には、認定取消しの対象となります。

Q.8

標識はどのようなものを設置しなければいけないのでしょうか。

A.8

次の図の例に従って掲示してください。素材は、風雨により文字が劣化・風化したりしないようなものや加工を施したものをういてください。平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、新制度の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）掲示してください。ただし、太陽光20kW未満の場合は、標識の掲示は不要です。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	0XXXXXX15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
	発電出力	150.0kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞ヶ関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス（株） 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
運転開始年月日		平成29年X月○日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

（注意事項）

- ・法人の場合は、「再生可能エネルギー発電事業者」の「氏名」には名称（必須）及び代表者氏名（任意）を記載してください。
- ・「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」の少なくともどちらかにおいて、必ず連絡先（電話番号）を記載してください。
- ・「運転開始年月日」は、運転開始前においては運転開始予定日を「平成〇〇年〇月〇日（予定）」と記載し、これが変更された場合には、その都度、標識も修正してください。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月日を「平成〇〇年〇月〇日」と記載してください。

Q.9

リプレースの定義について教えてください。

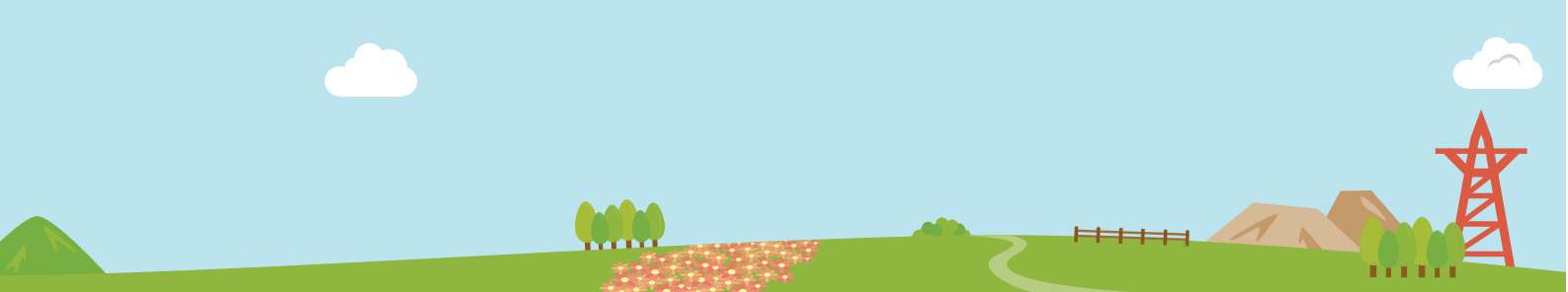
A.9

風力・地熱のリプレースの定義の概要は以下のとおりです。

【風力発電】

次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。

- イ 廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの
- ロ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備で使用していた送変電設備（発電事業者所有のもの）を利用するもの
 - ※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係（リプレース発電設備により事業を行う者の親会社、子会社、親会社の子会社、持株20%以上の主要株主）にある場合又は契約関係にある場合に限る。
 - ※契約関係とは、リプレース発電設備により行う事業の利益の20%以上を、既存発電設備により事業を行っていた者又はその関係会社（親会社・子会社・親会社の子会社）と分配する契約をいう。
- ハ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備の設置場所と同一の場所（既存発電設備が設置されている全ての筆の範囲）に設置するもの
 - ※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。



【地熱発電】

①第1種特定地熱発電（いわゆる「全設備更新型」）

蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔並びに蒸気井及び還元井の全部を更新し、かつ、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。

イ 廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの

ロ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備で使用していた送変電設備（発電事業者所有のもの）を利用するもの

※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係（リプレース発電設備により事業を行う者の親会社、子会社、親会社の子会社、持株20%以上の主要株主）にある場合又は契約関係にある場合に限る。

※契約関係とは、リプレース発電設備により行う事業の利益の20%以上を、既存発電設備により事業を行っていた者又はその関係会社（親会社・子会社・親会社の子会社）と分配する契約をいう。

ハ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備が利用していた地熱資源を継続して利用可能な地点に設置するもの

※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。

②第2種特定地熱発電（いわゆる「地下設備流用型」）

蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔の全部を更新し、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものをいう。

Q.10

買取期間が終了した後はどうなりますか。

A.10

固定価格買取制度に基づく買取は終了しますので、通常の電源と同様、小売電気事業者等に売電するための契約手続等をご自分で行っていただく必要があります。価格・期間等は自由に決められます。

Q.11

いわゆる1需要場所2引き込み（特例需要場所）をするための要件はなんですか。

A.11

電気事業法施行規則附則第17条にて、以下の要件を全て満たす必要がある旨定められています。

- －新規に設置する発電設備であること（既存設備の増設は不可）
- －再生可能エネルギー特措法の認定設備であること
- －再生可能エネルギー発電設備の稼働とは関係のない相当規模の電力需要があること
- －一般送配電事業者が検針、保守、保安等の業務のために立ち入ることが容易に可能であること
- －保安上の支障がないこと
- －専用線に係る工事費については、専用線の引き込みを求めた需要家側が負担すること

固定価格買取制度の詳細について

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html



買取制度

検索

固定価格買取制度及びグリーン投資減税のお問い合わせ窓口

 **0570-057-333**

[受付時間] 9:00～18:00 (土日祝、年末年始を除く)

■ 北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

 **011-709-2311**
(内線2638)

■ 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

 **022-221-4932**

■ 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

 **048-600-0361**

■ 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

 **052-951-2775**

■ 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

 **06-6966-6043**

■ 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

 **082-224-5818**

■ 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

 **087-811-8535**

■ 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

 **092-482-5475**

■ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

 **098-866-1759**



経済産業省
資源エネルギー庁

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2017年3月発行